

手話も“言語”って 知っていますか？



福山市「こころをつなぐ手話言語条例」

福山市では、2017年12月20日、県内初となる「福山市こころをつなぐ手話言語条例」を制定しました。この条例は、「ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）」をもって、手話への理解を深め、地域で支えあうことにより、手話を使って安心して暮らすことができる、誰もが共生することができる地域社会の実現をめざしています。

2016年11月「全国手話言語市区長会」に加盟しました。199の自治体が手話言語条例を制定しています（2018年11月30日現在）。

聴覚障がい者を取り巻く環境

「聴覚障がい者」には、「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」「老人性難聴者」などが含まれます。

2006年までは、無条件に運転免許を取得できないなど、聞こえないことによる生活のしづらさがありました。当事者の主体的な働きかけもあり、法律や各種制度の整備がなされました。

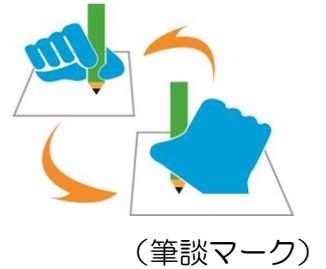
2006年、国連で障害者権利条約が採択され、日本では2011年に「障害者基本法」が改正され、「手話が言語に含まれる」と初めて明文化されました。その後2014年に条約を批准し、国内において当事者（障がい者）のニーズを基にした専門家との協力による営みが充実し始めました。

2016年には「障害者差別解消法」が施行され、官民での取組が求められ、障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止することも、障がい者に対して合理的配慮を行う事を求めています。

ろう者や手話への理解が深まり手話が普及した福山市をめざします

手話による情報の取得や、事業所（お店・病院等）など様々な場面で手話が使える環境整備が進むことが大切です。

福山市の手話に関する取組内容の紹介（一部）	
議会事務局庶務課	<ul style="list-style-type: none"> 本会議手話通訳者の設置 議会報告会手話通訳者、要約筆記者の設置
協働のまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 朝会での手話学習（挨拶・自己紹介・窓口対応など）
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の配置（2008年7月より）
各生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> 事業開催時に手話通訳者、要約筆記者を設置
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 手話に関する出前講座の実施 手話動画「手話をやってみよう」の配信 広報ふくやまへの「覚えよう手話」の掲載 職員向け手話研修
(教委) 学びづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 副読本（大好き！福山/ふるさと学習）で手話を紹介
その他各課窓口に「手話・筆談マーク」を掲出し対応できる体制を整えています	



(筆談マーク)



(手話マーク)

わたしたちに出来ること

市民や事業者も市と一体になって、手話への理解や手話の普及に取り組んでいく必要があります。まずは聞こえないことによる生活のしづらさや、手話や障がいについて知ることから始めましょう。

「手話に関する出前講座」に申し込んでいただき、小学校・幼稚園・保育所等の保護者の方、自治会などの学習会や一般企業の皆さんも、手話に接し、学びながら手話の文化・環境を整えていきましょう。